

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

特定原子力発電施設の名称			年	業度	法人名	
発電を開始した日			2	昭 平		円
当期積立額			3			円
積立限度額の計算	累積発電量割合	想定総発電電力量	4			
		当期末までの発電量	5			
	(5) (4) (小数点以下4位未満切上げ)		6			
		当期末の解体費用見積額	7			円
積立限度額の計算	当期の累積限度額 $(7) \times \frac{85\text{又は}90}{100} \times (6)$			8		
	前期の累積限度額 (前期の(8)の金額)			9		
	積立限度額 (8)-(9)			10		
	積立限度超過額 ((3)-(10), ((3)-(34)又は((3)-(37)			11		
累過積額限の度計超算	差引原子力発電施設解体準備金 (24)			12		
	累積限度超過額 (12)-(8)			13		
限度超過額合計 (11)+(13)			14			
経過措置の適用がある場合の積立限度額の計算						
改正事業年度	累積発電量割合	平成12年改正規則附則第8条に規定する電力量	27			円
		前期末までの発電量	28			
	(28) (27) (小数点以下4位未満切上げ)		29			円
		平成12度改正政令附則第14条第1項第1号に規定する累積限度額 $(7) \times \frac{90}{100} \times (29)$	30			
前期から繰り越された原子力発電施設解体準備金 (15)-(18)-(21)-(22)			31			
改正事業年度	改正事業年度	当期末の累積限度額 (8)	32			円
		30と31のうち多い金額	33			
	改後事業年度	積立限度額 (32-33) (マイナスの場合は0)	34			
		当期末の累積限度額 (8)	35			
改正事業年度	改正事業年度練越準備金 (改正事業年度の31の金額)			36		
	積立限度額 (35-36) (マイナスの場合は0)			37		

## 別表十二（十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で電気事業法第2条第1項第1号《定義》に規定する一般電気事業又は同項第3号に規定する卸電気事業を営むものが、措置法第57条の4《原子力発電施設解体準備金》又は平成12年改正前の措置法第54条の4《原子力発電施設解体準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期の累積限度額  
 $(7) \times \frac{85\text{又は}90}{100} \times (6)^8$ 」は、当期が平成12年4月1日以後に開始した事業年度である場合には「85又は」を消し、平成12年3月31日以前に開始した事業年度である場合には「又は90」を消して記載します。
- 3 「積立限度超過額  
 $((3)-(10))$ 、 $((3)-(34))$  又は  $((3)-(37))^{11}$ 」は、当期
- が平成12年改正措置法令附則第14条第1項又は第2項《原子力発電施設解体準備金に関する経過措置》(以下「経過措置」といいます。)の適用を受ける同条第1項に規定する改正事業年度である場合には「 $((13)-(10))$ 、」及び「又は  $((3)-(37))$ 」を消し、経過措置の適用を受ける改正事業年度後の事業年度である場合には「 $((3)-(10))$ 、 $((3)-(34))$  又は」を消し、経過措置の適用を受けない事業年度である場合には「、 $((3)-(34))$  又は  $((3)-(37))$ 」を消して記載します。
- 4 「経過措置の適用がある場合の積立限度額の計算」の各欄は、経過措置の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「累積限度超過額の計算」の各欄は、記載を要しません。